

長崎県告示第402号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、平成30年度予算に係る補助金等から適用する。

平成30年5月18日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前																																								
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）																																								
4 生涯学習課関係					4 生涯学習課関係																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>補助金の 名 称</th><th>交付の 目 的</th><th>補助事業の 内 容、対象 経費等</th><th>補 助 率 又は額</th><th>補 助 対象者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~14</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>15</td><td>訪問型家庭 庭教育支 援事業補 助金</td><td>家庭の教 育力の向 上を図 る。</td><td>訪問型家庭 教育支援の 充実及び家 庭教育支援 員等の人材 育成に要す る経費</td><td>3分の2 以内</td><td>市町（た だし、中 核市を除 く。）</td></tr> </tbody> </table>						補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内 容、対象 経費等	補 助 率 又は額	補 助 対象者	1~14	略					15	訪問型家庭 庭教育支 援事業補 助金	家庭の教 育力の向 上を図 る。	訪問型家庭 教育支援の 充実及び家 庭教育支援 員等の人材 育成に要す る経費	3分の2 以内	市町（た だし、中 核市を除 く。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>補助金の 名 称</th><th>交付の 目 的</th><th>補助事業の 内 容、対象 経費等</th><th>補 助 率 又は額</th><th>補 助 対象者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~14</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>15</td><td>訪問型家庭 庭教育支 援事業補 助金</td><td>家庭の教 育力の向 上を図 る。</td><td>訪問型家庭 教育支援の 充実及び家 庭教育支援 員等の人材 育成に要す る経費</td><td>3分の2 以内</td><td>市町（た だし、中 核市を除 く。）</td></tr> </tbody> </table>						補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内 容、対象 経費等	補 助 率 又は額	補 助 対象者	1~14	略					15	訪問型家庭 庭教育支 援事業補 助金	家庭の教 育力の向 上を図 る。	訪問型家庭 教育支援の 充実及び家 庭教育支援 員等の人材 育成に要す る経費	3分の2 以内	市町（た だし、中 核市を除 く。）
	補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内 容、対象 経費等	補 助 率 又は額	補 助 対象者																																								
1~14	略																																												
15	訪問型家庭 庭教育支 援事業補 助金	家庭の教 育力の向 上を図 る。	訪問型家庭 教育支援の 充実及び家 庭教育支援 員等の人材 育成に要す る経費	3分の2 以内	市町（た だし、中 核市を除 く。）																																								
	補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内 容、対象 経費等	補 助 率 又は額	補 助 対象者																																								
1~14	略																																												
15	訪問型家庭 庭教育支 援事業補 助金	家庭の教 育力の向 上を図 る。	訪問型家庭 教育支援の 充実及び家 庭教育支援 員等の人材 育成に要す る経費	3分の2 以内	市町（た だし、中 核市を除 く。）																																								

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定について（公告）

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第1項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年5月18日

長崎県知事 中村 法道

長崎県諫早市栄町80番、81番

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成30年5月18日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 見岳土地改良区
認可年月日 平成30年5月8日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成30年5月18日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 神代土地改良区
認可年月日 平成30年5月8日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、神代土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

平成30年5月18日

長崎県知事 中村 法道